

# 2021 年度新歓期 団体ビラ PDF 配布募集冊子

実施日時：3月31日(水)～5月31日(月)

受付日時：3月10日(水)12:00～  
3月19日(金)17:00

お問い合わせ先：学友会中央事務局特別事業部  
メールアドレス：[info@r-circle.net](mailto:info@r-circle.net)

※本冊子に関わる内容の問い合わせは上記メールにて  
お願いします。新型コロナウイルス感染症の影響によ  
り、メール対応のみとさせていただきます。

発行元：学友会中央事務局特別事業部  
(以下、特別事業部)

## ◆目次◆

- P.3 団体ビラ PDF 配布について
- P.4～10 団体ビラ PDF ファイル掲載ま  
での流れ
- P.11～13 企業協賛ガイドライン
- P.14～15 個人情報に関する規約



## ◆団体ビラ PDF 配布について◆

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年のような勧誘ビラの配布は、困難な状況となっています。そこで、特別事業部では団体の皆様に勧誘ビラ(以下、団体ビラ)を提供していただき、PDF にまとめたものを新歓特設 HP に掲載致したいと考えます。

これに伴い、本企画へ参加していただける団体を募集します。皆様のご参加をお待ちしております。

○対象団体：立命館大学学友会所属団体

学部プロジェクト団体

その他大学が公認している団体

※有志団体は応募できません。

※以下を必要条件とします。

・団体責任者及び団体副責任者が立命館大学学部生であること

## ◆団体ビラ PDF ファイル HP 掲載までの流れ◆

### ○HP 掲載までの流れ

- ①団体ビラの受付(WEB 受付)
- ②団体ビラチェック
- ③団体ビラ修正
- ④集めた団体ビラをまとめた PDF ファイルの作成
- ⑤新歓特設 HP に掲載



## ○団体ビラの受付について

新型コロナウイルス感染症対策のため、

受付は **WEB** 上で行います。

対面での受付は実施しませんので

ご注意ください。

### ①募集冊子の内容確認

学友会 HP で団体ビラ PDF 配布の募集冊子をダウンロードし、必ず内容を確認してください。

### ②受付

以下の URL より、受付フォームに必要事項を入力し、作成したビラの PDF データ を添付して送信してください。

URL:

[https://www.ritsumei.club/2021/0310\\_9590/](https://www.ritsumei.club/2021/0310_9590/)

(受付フォームの URL は、学友会 HP、Twitter に掲載しています。)

★受付期間：3月10日(水)12:00～  
3月19日(金)17:00

### 必要事項

- ・団体名(正式名称)
- ・団体責任者・副責任者の名前(各1名)
- ・団体責任者・副責任者の学生証番号
- ・団体責任者・副責任者のメールアドレス
- ・団体責任者・副責任者の電話番号
- ・団体の種類(所属と活動内容)
- ・団体ビラのPDFデータ

※但し、ビラの種類は各団体1種類かつ、両面印刷1枚までとします。

## ○団体ビラチェックについて

受付をした団体から随時、ビラに掲載禁止項目が記載されていないか特別事業部員がチェックします。

※チェックで引っかかった場合はビラの修正が必要になりますので、「団体ビラ修正」(p.9)を参照してください。

## ▽掲載禁止項目について

- ・ 差別的表現、公序良俗に反する表現
- ・ 宗教的・政治的に過度な主張を含む内容
- ・ その他、新歓実行委員会及び特別事業部が不適切だと判断する内容

また、『2021年度立命館大学学友会勧誘規制規則』に基づき、

1. 個人が所有する連絡先(但し、団体代表者もしくは新歓担当者の学内アドレス及び団体の所有連絡先は認める)。

2. 中央事務局特別事業部に対して申請されていない企業協賛又は企業協賛ガイドラインに反する掲載。

を掲載禁止項目とします。



## ○団体ビラ修正について

上記の掲載禁止項目を掲載していたためにビラチェックに引っかかった団体に対して、団体責任者のメールアドレスにビラ修正の依頼を送ります。

※もし団体責任者と連絡が取れない場合は副責任者のアドレスに連絡させていただきます。

※受付期限までに受付を済ませている団体であっても、下記期間中にビラ修正が終わらなかった場合は掲載できません。注意してください。

**★受付期間：3月10日(水)12:00～  
3月25日(木)17:00**

○HP 掲載について

完成した PDF ファイルを新歓特設 HP で掲載  
します。

※今年は学友会 HP ではなく、新しく創設した  
新歓特設 HP での掲載を行います。

★掲載期間：3月31日(水)～5月31日(月)

URL: <http://festival.ritsumeai.club/welcome>



# ◆企業協賛ガイドライン◆

## 【団体が企業から受けることができる協賛】

- ・企画でパンフレットやビラなどを作成する際の広告の掲載料ないし作成料
- ・企画で景品などに使う物品の提供
- ・企画で使用する物品の無償での借用、あるいは提供
- ・企画運営のための資金の提供

※ただし上記の協賛によって企画における学生の自主性を損なう、もしくは企画が学生活動の域を大きく超える規模に達する原因になると特別事業部が判断した場合は認めないこととする

## 【企業が協賛の対価として行えること】

- ・企業名等の公表  
ポスター、ビラ、パンフレット、HP、SNS などにおける企業名等の掲載
- ・企画内での紹介  
ただし、企業の紹介は団体に所属する学生のみ可能
- ・企画内で使用・配布する商品の展示
- ・企画の情宣や団体の勧誘がメインになっているビラやフライヤーへの広告掲載
- ・賞品としての企業商品のサンプルの配布

## 【企業が協賛の対価として行えないこと】

- ・営利目的の商業行為  
※キャンパス構内での物品の販売や契約行為など
- ・企業の方が企画に出演し、企業の宣伝等を行うこと
- ・企業ブースの展開  
企業のためにキャンパス構内の一定場所を提供すること
- ・アンケートの実施  
ただし、特別事業部が許可し、企業協賛の効果をはかるものかつ対象を企画参加者のみとする場合は例外として認める
- ・求人広告又は求人行為  
特定の職種に限らず、すべての職種に対し適用する
- ・不動産広告  
ただし企業名のみ的情宣は可能とする
- ・企業の衣装（制服など）を学生に着てもらうこと

ただし、企業の衣装でない衣装の借用は可能とする

- ・その他、特別事業部が不適切だと判断したもの

## 【その他】

- ・配布物やメディア媒体に関しては、特別事業部の許可を得たものに限る  
ただし、配布物やメディア媒体の見本を特別事業部に提出、報告すること
- ・事前に行う配布物やメディア媒体等の許可申請の際に、広告量が後述の許可範囲以下であっても、営利色が強いと特別事業部が判断した場合は、注意・警告を行う
- ・企業関係者は原則入構禁止とする。しかし、特別事業部の許可を得たうえ、学生オフィスに申請された団体に限り、企業関係者による入構を認める
- ・企業が作成したビラ等の配布などは禁止する  
ただし、ビラの内容が団体自身で考えたものであれば、印刷業者への発注は認める
- ・配布物については入稿前もしくは印刷前に特別事業部に見本を必ず提出すること

## 具体的許可範囲

団体の自主性の保障のため、掲載する企業に関する広告の割合は以下のように定める。

- ポスター(貼りビラを含む)・・・1/2 未満

- 片面ビラ・・・1/2 未満

- 両面ビラ・・・全体の 1/2 未満

片面全面掲載は不可

- パンフレット・・・全体の 1/2 未満

加えて表表紙自体の 1/2 未満でなければならない。

- ポケットティッシュ・・・全体の 1/2 未満

印刷などデザインを施した部分を全体とする。ビラ等を入れる場合もポケットティッシュの規定通りとする。

- 映像・音声などのメディア媒体における企業協賛において以下の範囲を決める。

- ・映像・・・静止画の場合は全面積の 1/4 以下とする。

動画の場合は放映時間が 30 秒以下の場合は全体の 1/5 秒以下とし、30 秒より長い場合は特別事業部でその妥当性を判断する。また、動画中に静止画が表示される場合は、静止画の面積は、画面の全面積の 1/4 以下とし、静止画表示中を含めた放映時間が 30 秒以下の場合は全体の 1/5 秒以下とする。また、30 秒より長い場合は特別事業部でその妥当性を判断する。

- ・音声・・・放送時間が 40 秒以下の場合は全体の 1/5 秒以下とし、40 秒より長い場合は特別事業部でその妥当性を判断する。

※映像・音声に関しては、事前に見本を持参のもと特別事業部に相談してもらう。

< 具体的範囲設定理由 >

紙面媒体：団体の情宣スペースの確保及び、規制ライン自体がわかりやすいため、基本的に 1/2 未満と設定する。

映像・音声：団体の情宣を適切に行う範囲の確保のため。また紙面媒体よりも影響力が強いと考えられるため、紙面媒体よりも強固な規制を行う。

※上記以外の情宣物・企画などでの使用物などの場合は全体の 1/4 以下とする。

## ◆個人情報に関する規約◆

以下は、特別事業部が定めたものである。

(目的)

第1条

本規約は、特別事業部(以下、本事業部)が活動上取得する個人情報の保護

(定義)

第2条

本規約において個人情報とは、個人に関する氏名、住所、生年月日、電話番号、

電子メールアドレス、学生証番号などの個人を識別できる情報をいう。

(責務)

第3条

本事業部は、個人情報保護に関してこの規約を遵守する責を負う。

(管理責任者)

第4条

本事業部における個人情報の取得責任者として、本事業部長を管理責任者に置く。

第5条

管理責任者は、本事業部員が本規約を遵守するように指導・監督する。

(安全管理)

第6条

本事業部は、第三者から個人情報が閲覧されることのないよう厳重に管理する。

(利用目的)

第7条

本事業部は、新歓期における企画もしくは計画の立案及び運営を行う上で必要な

業務に限って個人情報を利用する。

(廃棄)

第8条

本事業部は、前条で定めた全ての業務が終了した後、早急に個人情報を廃棄する。

(第三者提供)

第9条

本事業部は、個人情報を第3者に提供しない。

#### 第10条

前条に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、本事業部は個人情報を第3者に提供することがある。

- 1.提供者からの承諾を得た場合
- 2.警察や裁判所などから事件捜査に関わる情報開示の依頼があった場合
- 3.法令に基づく場合